教育合同

２０１９年９月１５日
第６５３号
１部１０円（組合員は組合費に含む）
郵便振替００９６０－７－１１７２７４

発　行　大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人　増田　俊道
連絡先　大阪市中央区北浜東１－１７　８Ｆ
Tel (06)4793-0633　Fax(06)4793-0644　E-mail: info@ewaosaka.org　http://www.ewaosaka.org

大阪府ＮＥＴ団交　病休無給化など不利益変更ばかり

橋下元知事の登場以降、英語教育に力を注いでいるとされる大阪府。府立高校にはNET(英語指導員)とT-NET(外国人英語講師)がいます。両者の違いは、NETが大阪府の直接雇用なのに対して、T-NETは語学学校からの派遣です。NETの多くは長年にわたり（４年以上の継続勤務者が75%）、大阪の英語教育に携わっていますが、T-NETでは年度途中に講師が変わることも多いなど、腰を据えて英語教育に携われるような労働条件ではありません。

NETの労働条件も決して良いわけではなく、賃金は1996年のわずか１%アップ以降、20年以上も据え置かれている状態です。これは、組合員らが勤務する阪神地区のALT(外国語指導助手)と比較しても大変劣悪な条件です。

悪い方に合わせるのが大阪府流

そのような中、大阪府はNETを「会計年度任用職員」に移行するとして、労働条件の変更を提案しました。この提案には「会計年度任用職員」に移行するとしている他の非常勤職員同様に、賃金に関する変更は含まれていません。休暇や身分に関する労働条件の変更についての提案です。組合は特に休暇の変更が不利益変更であるとして団体交渉を申し入れました。

休暇制度の主な改悪は以下のようなものです。

- **年20日の年次休暇を10日とする**
- **有給の病気休暇20日をすべて無給化**
- **服喪、結婚により日本国外に渡航するための休暇の廃止**

組合は計２回の団交を持ち撤回を迫りました。

年次休暇については、労働基準法通りに６年６月を超えて勤務するNETに関しては20日の付与となりましたが、それ以下の場合は改悪のままです。また、国外出身者であることを前提とした雇用にもかかわらず、服喪、結婚休暇については、他の職員との均衡を理由に廃止を撤回しませんでした。そして、何よりも劣悪なのは病気休暇の無給化です。

組合は、インフルエンザ等の感染症など感染予防の観点からも一定の条件を満たせば有給で付与するべきだと要求しました。NETは週33時間50分と極めて常勤に近い形態で勤務しています。生徒、同僚と接する時間も長く、感染の恐れがなくなるまで、賃金の不安なく休養する必要があるのです。しかし、大阪府は感染症等に限って有給を認めるという組合からの譲歩案さえも拒みました。組合は大阪府に抗議文を提出しています。

酒井さとえ（書記長）

Osaka Prefecture Native English Teachers (NETs) are facing a shocking reduction in HEALTH benefits for the April 2020 contract negotiation. We are told that we must go to school when we are sick. We are demanding that the Board of Education help protect our health and the health of our students.

We love teaching English! We want our students to speak English better to increase their opportunities in life. However our pay and benefits are too low to live and work in Osaka. We are demanding improvements in our salary and our benefits.

Please check our web site☞ **https://www.ewaosaka.org/en-GB/alt-2**

長期争議がつぎつぎ解決 !!　大阪産業大、大阪観光大

産大が解雇撤回

８月６日、府労委において組合と大阪産大との間で和解協定書が締結されました。

2010年12月、産大は組合員２名を解雇し、多数の非常勤講師組合員を年度末に雇止めしました。府労委で組合活動を嫌悪した解雇であるとの命令が行われましたが、中労委では解雇は不当労働行為でないと判断されました。

しかし、中労委においても団交拒否は認定され、解雇理由についての判断は府労委と異なりました。そこで組合は、判断が異なった解雇理由について団交を開始しました。産大は中労委で解雇が認められたとして団交に誠実に対応しませんでしたが、それでも組合の追及のまえに、ついに解雇撤回・組合員の自主退職で合意することとなりました。そして、府労委の和解要請に応じて全面解決の協定が結ばれたのです。

解雇撤回までに10年を要しましたが、産大から謝罪文が手交されました（写真）。

観光大は中労委で

2014年４月から賃金が引き下げられたことに端を発する観光大争議は、府労委で不当労働行為命令が行われ、大学側の再審査申し立てで中労委に係属しました。

産大から謝罪文が手交される

中労委は和解により解決することが妥当であるとの考えから、労使双方に和解を強く勧めました。和解調査が数回行われ、８月19日、中労委関与による和解が成立しました。中労委からは正常な労使関係の構築に努められたいとの期待が表明されました。

労使関係の正常化こそ

和解協定のあと、産大では社会保険料未払いの報道がなされました。観光大では高校用地売却に関わる不明金、理事長の交代・解任の報道がなされています。

労働組合が動かなくなると、ずさんな経営がはびこると言えるでしょう。

山下恒生（顧問）

堺市 会計年度任用職員団交　非常勤講師の勤務時間に一定の前進

組合は８月６日、堺市と「会計年度任用職員」に関する団交を行いました。

堺市は７月30日付で細部についてはまだ未定としながらも、「会計年度任用職員」に移行する予定とする非常勤職員の新たな労働条件について提案を行いました。堺市で働く非常勤職員は多種存在しますが（これはどこの自治体においても同様のことが言えます）、組合は特に学校現場で働く職である非常勤講師等について主に協議しました。

新たに認めた勤務時間

堺市も大阪府、大阪市と同様に授業の開始時刻前後に端数を加えて１時間として勤務時間をカウントする案を３月に出していました。しかし、組合との団交後に出された新たな案では、研修、人事評価シートの作成及び面談、成績評価等に要する時間を、さらに実験や実習を伴う授業を担当する者については準備、片付け等に要する時間を、あらかじめ校長が指定することで勤務時間としています。

これは、組合が要求し続けた授業コマ単位で労働時間を設定するのではなく、労働の実態に応じて始業・終業が繰り返されぬよう帯として設定することが多少は反映した内容になっているとも言えます。ただし、準備、片付けを要する授業は家庭科、理科などが想定されるとだけして、まだ具体については未定となっています。新たに導入される非常勤講師への人事評価のあり方等も含めて団交で細部を詰めていきます。

また、「会計年度任用職員」への移行に伴い、多くの職で新たな給与表が設定されます。結果、多くの職で給与が上がる中、今回の提案では部活動指導員の給与が大幅に減額（年約30万円）されることになります。堺市によると部活動指導員は現在18名、国の肝いりで始まった制度にもかかわらず、国からの予算は現在の支給額の３分の１にも満たず、新たに適用する給料表では減額になるとのこと。これほどの減額は地公法改正の趣旨に反するとして、組合との協議は継続しています。

平野広朗（堺支部代表）

文化おちこち　干支めぐり（221）

【その１　亥の巻】

今回から、干支にちなんだよもやま話を全12回、お届けする運びとなった。一年もの間、拙文とのお付き合いをお願いするのは甚だ心苦しい限りであるが・・・・亥の年になると決まってある文言が枕詞のように姿を表す。そう、〈猪突猛進〉である。

もう３周前の1983年、亥の年の話になるが、予定通り（苦笑）、大学受験生としての浪人生活を４月よりスタートさせることになった。そこで順調すぎるスタートとなった要因は、あの〈猪突猛進〉である。年始に何度かＴＶで聞いていたこの言葉を思い出し、「正に俺が大学受験のリベンジを果たすためにあるような言葉じゃないか！」と自分の気持ちを奮い立たせて、予備校生活が始まると同時に予備校のテキストと市販の参考書を並べて猛勉強する愚息の姿に、日頃は辛口の母が、「大丈夫か？無理しーなやぁ・・・・」と言い出す始末であった。

やがて夏休みを迎えても、ここが正念場とばかりに気力を振り絞っていた頃、巷ではラッツ＆スターの「め組のひと」という、やたらと明るい曲が流行っていた。鈴木雅之のパンチの効いた歌声に背くような暗い日々の生活に心が折れそうになりながらも勉強を続けた。

そして秋から冬へと季節が移ろいで行く頃に行われた模試で念願の第一志望の大学にＡ判定が出た。もとより、この第一志望の大学に「お前なんかが100回受けても無理！」とバカにしていた高校３年生の担任を見返してやりたいという思いも受験の原動力となっており、なぜか私のエネルギーはそこでこと切れてしまった。

12月以降の追い込みの時期もなぜか力が入らず、内申書を作ってもらいに学校に行った際、Ａ判定の模試の結果を見せた時の担任の「お前の執念には負けた」の一言も相まって、燃え尽き症候群の状態で受験を迎えてしまった。結果は言わずもがなである。一年かけて〈猪突猛進〉よりも〈ペース配分〉の大切さという自明の理を学んだほろ苦い亥の年であった。　**（アタル）**

当面の日程

- ●９月29日（日）14時～16時半　クレオ大阪中央・第二研修室
  政府にごまかされないための徴用工問題学習会　　資料代500円
  講演：在間秀和弁護士（広島三菱重工元徴用工補償請求訴訟弁護団代表）
- ●10月３日（木）11時～　大阪地裁　810号室
  岸和田支援学校非常勤看護師パワハラ解雇撤回裁判　第11回口頭弁論
- ●10月14日（月・休）　エルおおさか南館10階
  なくそう！官製ワーキングプア　大阪集会Vol. 7
- ●11月23日（土）15時～17時半　エルおおさか　10階宴会場

教育合同組合結成30周年の会

※みなさん、お誘いあわせの上、奮ってご参加ください！

第４８回　学校労働者全国交流集会開催　in 東京

８月３日４日、２日間にわたって、全学労連（全国学校事務労働組合連絡会議）との３回目の共同開催による学校労働者全国交流集会が60名余の参加者で行われました。

今回のテーマは「働き方改革」と「会計年度任用職員」。全体集会では、全学労連、全学労組からそれぞれ２名ずつ、パネリストとして出席し、会場の意見を交えながら討論を深めました。

「働き方改革」については、神戸市が保護者にも理解を求めるためパンフレットを配布したこと、横浜市では職員室業務アシスタントが全校配置されたという報告は羨ましい限りでした。しかし、事務職員の方に、教職員の仕事軽減のあおりがいっていることには看過できないものがありました。

２日目の分科会は３本。第１分科会は「働き方改革」。仕事内容の精選、やらなくても済む仕事、職場体験、PTA活動等、すでになくなっている職場があり、勉強になりました。第２分科会は「学校現場の非正規労働者」。東京の非正規労働者の問題に取り組んでいる組合をゲストに招いての分科会でした。第３分科会はアイム’89より「ILO CEART勧告＝『日の丸･君が代』強制是正勧告」について報告がありました。

総会では、残念ですが、全学労組の活動縮小案が示されました。全国交流集会開催を今回で最後にし、文科省交渉を年１回にすることが主な提案です。また、今後の活動として、関東圏で文科省交渉とその報告等を８月に、関西圏で次回文科省交渉に向けた話し合いと組合間交流等を２月に行うことが提案されました。

全学労組の活動について、組合員の皆さんからのご意見をいただければと考えています。

髙田晴美（副執行委員長）

EWA

安倍首相はかつて「″非正規″という言葉をこの国から一掃してまいります」と豪語した▼忖度した厚労省（厚労相）は省内向け通知で「『非正規（労働）』を使うな」と指示▼これぞ安倍新喜劇のお家芸▼後日談．東京新聞の情報公開請求後に厚労省は通知撤回（同紙9月1日付）